## 参考資料 4

林業普及指導職員資格制度等検討会報告書

平成14年9月

# 目次

第1 林業普及指導職員資格制度等検討会における検討のねらい	١			
	•	•	•	1
第2 普及指導職員資格制度等の現状と課題	•	•	•	2
1 林業専門技術員資格試験				
(1)現状				
(2)課題				
2 林業改良指導員資格試験				
(1)現状				
(2)課題				
第3 見直しの具体的内容	•	•	•	8
1 林業専門技術員資格試験				
(1)専門項目について				
(2)受験資格について				
(3)受験方法について				
2 林業改良指導員資格試験				

## 第1 普及指導職員資格制度等検討会における検討のねらい

林業普及指導事業は、都道府県に林業専門技術員及び林業改良指導員を設置し、 これらの者が、直接的に森林所有者等に接し、林業に関する技術及び知識の普及と 森林施業に関する指導を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等 を促進し、もって林業の振興を図るとともに森林の有する多面的機能の高度発揮を 図ることを基本に実施されている。

森林・林業行政をめぐっては、我が国の社会経済構造の変化や、森林に対する国民の要請の変化に対応するため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を基本理念とする「森林・林業基本法」が新たに制定され、そこに掲げられた政策の基本方向を具現化するため「森林・林業基本計画」が策定されたところであり、林業普及指導事業には、新たな林政を現場で推進する役割が大いに期待されている。特に森林の適正な整備及び保全、効率的かつ安定的な林業経営を担いうる林業の担い手の育成及び確保、林産物の供給及び利用の促進等の課題に応える普及指導事業の実施が期待されているところである。

一方、平成10年6月以降、「林業普及指導事業の今後の在り方に関する研究会」において林業普及指導事業全般についての見直しの検討が行われ、平成12年3月にその報告を踏まえて、「林業普及指導運営方針」が制定された。そこに示された基本的な方向は、林業普及指導事業において、地域林業等のまとめ役となるリーダーの育成、意欲を持って経営に取り組む林業者の育成、林業経営への参画促進及び森林・林業教育の推進等地域の取組むべき課題への重点化を図るとともに、普及指導職員がコーディネート機能を発揮してこうした課題に取り組むこととしている。また、個別、少人数指導の拡充、情報提供・交換機能の強化等による強果的な普及活動体制の確保を図ることとしている。本方針に基づき平成12年度以降新たな林業普及指導事業を展開している。

林業普及指導事業は、直接森林所有者等に接して林業に関する技術及び知識等を 普及する事業であるため、その事業の成果は、個々の林業改良指導員及び林業専門 技術員の技術力・指導力といった資質によるところが大きい。このため、普及指導 職員の資質向上対策の充実を通じて、様々な課題に対応できる普及指導職員を育成 ・確保することが一層重要になっている。 このような観点から平成12年3月の「林業普及指導事業の今後の在り方に関する研究会報告書」において、「専門技術員の専門項目について、新たな林政の展開に対応した環境分野の導入などの専門項目の見直しと併せ、普及指導職員の資格試験の在り方についても、受験資格の緩和、試験内容、試験方法等に関する見直しについて検討する」とされているところである。

また、昨今の林業普及指導事業の状況をみると、普及の対象者は、林業者のみならず、森林・林業に興味を持つ一般市民や青少年、ボランティア、森林・林業教育に携わる教職員、林業の知識や経験を有しないU・J・Iターン者等の新規林業参入者等に多様化している傾向にあり、また、普及指導職員の任用数及び普及指導区数は、都道府県の行財政改革や普及指導の広域化等の動きにより減少している。

こうした状況を踏まえつつ、今回、普及指導職員の資質の向上を図るため、林業専門技術員の専門項目、林業専門技術員及び林業改良指導員の受験資格等について検討を行ったものである。

## 第2 普及指導職員資格制度の現状と課題

## 1.林業専門技術員資格試験

## (1) 現状

- ア 林業専門技術員は、主に都道府県の本庁(又は試験研究機関)に配置され、 試験研究機関と密接な連絡を保ち、それぞれの専門項目について調査研究を行い、林業改良指導員を指導する職務を担っている。林業専門技術員の任用数は、 都道府県の行財政改革等により、近年、対前年度約2%の減少傾向(平成8年 :約8名/1都道府県 平成14年:約7名/1都道府県)にあり、平成14 年4月現在、全国で324名が任用されている。
- イ 林業専門技術員の専門項目は、昭和24年以降、林業者のニーズ、林政の課題の変化に対応し5回改正され、現在の専門項目は昭和59年に改正されたものである。現在の専門項目は、林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産、林業機械、普及方法の8項目であり、各専門項目の主な範囲は以下のとおりである。

#### (ア) 林業経営

森林調査、森林計画、森林評価、林産物の需給、価格及び流通、林業金融及び税制、個別林家等の経営、複合経営(営農林を含む)、産地形成に

関すること。

#### (イ) 造林

樹木・森林生態、林木の育種・種苗、森林土壌・肥料、森林の更新、保育及び間伐、森林の気象害の予防に関すること。

## (ウ) 森林保護

森林・苗畑の病虫獣害の防除、林業薬剤(除草剤を除く)の合理的使用、 安全衛生に関すること。

## (I) 森林機能保全

森林の公益的機能、林地の崩壊防止、崩壊地の復旧、保安林の機能の維持 増進、環境保全林の造成、森林災害の防止、跡地の復旧に関すること。

## (1) 林産

木材の性質、素材の採材及び流通、製材・乾燥・集成化その他木材の物理的加工及び製炭その他木材の化学的加工、木材の防腐・防虫、木材の規格・品質、製材品・集成材その他木材製品の利用・流通、木材・木製品製造業等の経営に関すること。

## (加) 特用林産物

食用きのこ等特用林産物(木炭を除く。)の生産、加工及び流通、特用樹 林の造成に関すること。

## (‡) 林業機械

林業における各種作業の機械化・作業の合理化、林業機械・器具の開発・ 改良、林業機械・器具の合理的使用及び安全衛生、林内路網の整備に関する こと。

#### (ク) 普及方法

普及指導活動の方法、林業後継者・林業グループの育成指導、森林・林業 に係る青少年・一般市民の啓もうに関すること。

- ウ 平成13年度の林業専門技術員の任用状況、専門項目の併任及び一般行政事務との兼務状況については、専門項目のうち任用者がいない項目がある都道府県が22都府県あり、林業専門技術員(332名)の22%(72名)が1人で2つ以上の専門項目を併任しており、林業専門技術員の67%(223名)が一般行政事務を兼務している。
- エ 林業専門技術員資格試験は、専門の事項について調査研究を行うとともに、 A G を指導するという林業専門技術員の職務の性質から、全国的なレベルの高度な技術及び知識が必要であるため国が実施しており、その概要は次の通りである。
  - (ア) 受験資格は、学歴に応じて特定の職務経験年数が定められているとともに、

大学卒及び短大卒の場合、「林業」に関する正規の課程を修めて卒業した者 と規定されている。

- (イ) 試験は、各専門項目別に一次試験の書類審査、二次試験の筆記試験及び口述試験により行われている。書類審査については、受験者が作成して林野庁に送付する業績報告書及び審査課題を基に受験しようとする専門項目に関連する勤務の概要、業績及び専門知識等について審査し、審査に合格した者が二次試験に進むこととされている。二次試験は、専門的知識について問う択一試験と林業専門技術員としての常識その他林業専門技術員として必要な能力について問う共通問題の記述試験及び口述試験により、審査することとしている。
- (ウ) 平成13年度の林業専門技術員資格試験の結果は、受験者数が135名、 合格者数が107名、合格率が79%であった。

## (2)課題

## ア 専門項目について

- (ア) 現行の専門項目は、林業総生産の増大、林業の安定的発展及び林業従事者の経済的社会的地位の向上等木材生産を政策の主体とした従来の林業基本法の政策目標に基づく区分である。しかしながら、森林・林業基本法に基づき政策の主体が森林の多面的機能の持続的発揮に転換され、新たな林政を推進するための施策の実施において、「水土保全」、「森林と人との共生」、「資源の循環利用」に森林を区分する森林計画の策定、持続的な森林管理のための森林施業の推進、都市と山村の交流、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成・確保等が重要な課題となっている。このため、林業専門技術員の専門項目の区分がこうした課題に対応可能か検討する必要がある。
- (イ) また、地域住民等の意向を踏まえた里山林等の整備、森林環境教育や健康 づくり等のための森林の利用等広く国民に開かれた森林の整備及び利用の推 進が新たな林政推進上の重要な課題となっており、このための施策実施に必 要な関係者の合意形成、教育等の手法について林業専門技術員の専門項目が 的確に対応可能か検討する必要がある。
- (ウ) 各専門項目毎の課題は以下のとおりである。
  - a 「林業経営」

林業の採算性の悪化等厳しさを増している現下の情勢の下で、効率的かつ安定的な林業経営を担う人材を育成するために、より高度な経営手法を林業者に指導することが求められている。また、各都道府県の林業経営体育成の指標として、複式簿記や青色申告の実施状況が用いられている状況を踏まえ、林家の経営能力を高めるため会計分野を充実する必要がある。

また、不在村者や経営意欲の低下した森林所有者等の所有森林が増加傾向にあることに鑑み、森林の施業や経営の集約化の推進が必要である。

#### b 「造林」

「造林」については、森林の有する多面的機能の持続的発揮のため、高度な森林施業実施のための間伐や択伐の技術等が益々必要となっている。また、森林の更新や保育の技術である「造林」と森林病虫獣害に関する防除技術である「森林保護」は、適正な間伐等「造林」の技術及び手法により病害防止に対処することができる等相互に関連性が高く、共に健全な森林を造成・維持する技術である。このため双方の技術について一体的に普及することが効率的かつ効果的である。

#### c 「森林保護」

森林病虫獣害に対する防除技術である「森林保護」と森林の更新や保育の技術である「造林」は、共に健全な森林を造成・維持する技術であり、相互に関連性の高い技術である。このため双方の技術について一体的に普及することが効率的かつ効果的である。

#### d 「森林機能保全」

「森林機能保全」の主な分野である林地の崩壊防止や保安林等については、治山事業や保安林制度に係る業務が主として都道府県の一般行政職員により担当されることが多いことから、普及指導活動においてこうした分野の知識・技術の活用機会が十分でなかった。また、「森林の公益的機能に関すること」については、「水土保全林」や「森林と人との共生林」といった森林の重視すべき機能の区分に応じた森林計画の策定等具体的な手段と密接な関係を持ちつつ取り組むことが重要となってきている。

## e 「林業機械」

効率的な森林経営や高度な森林施業の効率的な実施による森林の多面的機能の持続的発揮のためには、適切な作業路網と高性能林業機械を組合せて効率的な間伐を行う等、林業機械を含む一連の作業システムの合理化を図っていく視点が今後益々必要である。

## f 「林産」

林産物の利用の促進のためには、木材製品への性能表示と品質確保の要求が高まる中で乾燥等への取組が今後益々重要になっていくとともに、木質バイオマスの利用等新たな分野への対応が必要である。

#### g 「特用林産」

安定的な林業経営を育成していく観点から、森林資源を有効に活用し毎年の収入が確保できる特用林産物の生産は極めて重要である。特に炭の利

用分野の拡大が注目されているが、製造工程、利用方法が同類である木炭と竹炭について、専門項目が、木炭は「林産」、竹炭は「特用林産」と分断されているとともに、ヒノキチオール等樹木成分の利用に関する分野が明確になっていない。

#### h 「普及方法」

国民の森林への関心の高まりを受けて、関心のある様々な立場の人を結びつける手法等人間関係を取り扱う分野への対応が今後さらに重要となってくるとともに、都市との交流、保健休養、教育のための森林利用等林業以外での森林の利用手段への対応が必要となっている。

(I) 専門項目数は、近年の林業専門技術員の任用状況にも配慮するべきである。

#### イ 受験資格について

- (ア) 近年、大学における学部名称等が変更され、かつて林学科だったものが森林科学科、生物環境学科等に変更になり、受験資格で定める「林業に関する正規の課程」の判定が困難となっている。また、農業の普及職員資格試験においては、幅広に意欲のある優秀な人材を確保する観点から、大学卒及び卒業見込み者については、履修課程の区分を廃止しているところである。
- (イ) 「森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件」(昭和 33 年 2 月 15 日農林省告示第 125 号)により農林水産大臣の指定する教育機関(以下「農林水産大臣の指定教育機関」という。)を卒業した者について、林業改良指導員資格試験においては、当該教育機関の卒業が学歴として認められているが、林業専門技術員資格試験においては、当該教育機関への入学前の学歴のみを認めているところであり、当該教育機関での教育を考慮して受験資格を付与することを検討する必要がある。

また、農林水産大臣の指定教育機関においては、近年、学校教育法の短期 大学程度の学力を入学資格とする、より高度な森林・林業に関する知識・技 術や幅広い視野の習得を目的とした教育課程が採用されており、この教育課 程を卒業した者の受験資格区分について検討する必要がある。

さらに、これまで大学を卒業した者と同じ受験資格として取り扱われていた大学院を卒業した者についても、新たな受験資格区分を規定することを検討すべきである。

検討に当たっては、農業の専門技術員資格試験の受験資格や人事院規則の 学歴免許等資格区分における取扱いを考慮すべきである。

(ウ) 林業専門技術員は、林業改良指導員の指導を職務の一つとしているが、現

行の試験資格は、試験研究分野に従事して林業改良指導員の経験が全くない者にも受験資格があり、地域の普及事業に対するニーズ、普及の手段・方法等林業改良指導員を指導するために必要な知識・経験に乏しい者でも林業専門技術員の資格を得られることになっている。効果的な林業普及指導事業を展開するためにも、受験資格における林業改良指導員資格の有無、適正な経験年数について検討する必要がある。

## ウ 試験方法について

これまで、林業専門技術員の資格試験は、一次試験(書類審査)及び二次試験(筆記試験、口述試験)により実施してきたところであるが、受験生の減少により二段階選抜の必要性が薄れていること、今後の新たな林政の展開の中で林業専門技術員の問題解決能力は一層重要になっていることから、受験生の負担の軽減も考慮に入れて試験方法について見直しをする必要がある。

## 2. 林業改良指導員資格試験

## (1) 現状

- ア 林業改良指導員は、主に都道府県の出先機関に配置され、森林所有者等に直接的に接し、林業に関する技術及び知識の普及や森林の施業に関する指導を行っている。林業改良指導員は、近年、減少傾向(平成8年:約42名/1都道府県 平成14年:約38名/1都道府県)にあり、平成14年4月現在、全国で1,800名設置されている。
- イ 平成13年度では、林業改良指導員(1,832 名)の約80%(1,443 人)が一般行政事務と普及事業を兼務している。
- ウ 林業改良指導員資格試験は、地域の実状に応じた技術及び知識が林業改良指導員に求められていることから、各都道府県が条例を定めて実施しており、その概要は次の通りである。
  - (ア) 試験の方法は、筆記試験及び口述試験により行われている。筆記試験及び口述試験は、林業に関する技術及び知識、常識その他林業改良指導員として必要な能力について行われている。
  - (イ) 平成13年度の林業改良指導員資格試験の結果は、受験者数が387名、 合格者数が355名、合格率が92%となっている。

#### (2)課題

大学における学部名称等が改正され、受験資格で定める「林業に関する正規の課程」の判定が困難となってきている。また、農業の改良普及員資格試験においては、幅広に意欲のある優秀な人材を確保する観点から、大学卒及び卒業見込み者については、履修課程の区分を廃止しているところである。

## 第3 見直しの具体的内容

前述の課題を踏まえ、普及指導事業が、林業者等のニーズ、新たな林政の課題に 的確に対応していくため、現行制度につき以下の見直しを行うことが必要である。

- 1. 林業専門技術員資格試験
- (1)専門項目について

森林・林業を巡る情勢の変化や森林・林業基本法に基づく施策の推進という視点に立って専門項目を見直し、以下のとおり従来の8項目から7項目へ見直すこととする。

- ア 森林・林業基本法の基本理念である「森林の有する多面的機能の持続的発揮」を図る観点から、森林の適正な整備の推進が重要な政策課題となっている。このため、 森林を「水土保全」、「森林と人との共生」、「資源の循環利用」に区分する森林計画策定及び森林の多面的機能に関する知識・技術を主とする分野、 森林計画に基づいた望ましい施業に関する知識・技術を主とする分野、 路網や機械化を通じた施業実施の合理化に関する知識・技術を主とする分野を設置することが必要であり、これらに対応するものとして、「森林管理」、「育
  - を設置することが必要であり、これらに対応するものとして、「森林管理」、「育林技術」、「作業システム」の3項目を設置する。主な内容は次の通りである。 (ア) 「森林管理」は、重視すべき機能に応じた3つの区分にふさわしい森林計
  - (ア) 本林林官理」は、重視すべる機能に応じた3 つの区方にからわらい森林計画を策定するため、従来の「林業経営」、「造林」、「森林機能保全」から、森林調査、森林計画に関すること、樹木及び森林生態に関すること、森林の公益的機能の発揮に関すること等森林計画策定に必要な事項を統合するとともに、「森林と人との共生」に区分される森林の計画策定のために必要な「森林植物に関すること」、「野生生物管理に関すること」及び「森林景観に関すること」を新たに加えるものとする。
  - (イ) 「育林技術」は、森林計画に基づいた望ましい施業を実施するためには、森林の更新、保育、病虫獣害防除等育林過程における施業と保護に関する知識・技術が一体として必要であることから、従来の「造林」と「森林保護」を統合するとともに、「森林機能保全」の森林火災の防止及び跡地の復旧に関する事項を統合するものとする。
  - (ウ) 「作業システム」は、計画的かつ効率的な森林施業の確保のために、高能率な作業システムの構築を図り、林内路網の整備と機械化の推進を一体的に進めることが必要であることから、従来の「林業機械」の名称を変更する。
- イ 森林・林業基本法の基本理念である「林業の持続的かつ健全な発展」を図る

観点から、効率的かつ安定的な林業経営を担える人材の育成と望ましい林業構造の確立が重要な政策課題となっている。このため、優れた経営感覚を備えた林業者の育成が必要であることから、 森林評価、金融、税制、複合経営及び林業会計等林業経営に関する分野、 複合経営として短期収入源となる特用林産物の生産に関する分野を設置することが必要であり、これらに対応するものとして「林業経営」、「特用林産」を設置する。主な内容は次の通りである。

- (ア) 「林業経営」は、効率的かつ安定的な林業経営を担う人材を育成確保するため、従来の「林業経営」の範囲に「林業会計に関すること」及び「施業、経営の集約化に関すること」を新たに加えるとともに、いわゆる川下に焦点をおいた需要者のニーズの把握が重要であることから「産地形成に関すること」を「林産物のマーケティングに関すること」に改める。
- (イ) 「特用林産」においては、現行では木炭及び木酢液に関することは「林産」で扱うこととされているが、行政上木炭及び木酢液は特用林産物として扱われていることから、「特用林産」に「木炭、木酢液に関すること」として加えるとともに、近年注目されている「樹木成分の利用に関すること」を新たに加えるものとする。
- ウ 森林・林業基本法の基本理念である「林業の持続的かつ健全な発展」を図る 観点から、木材産業の健全な発展と林産物の利用促進が重要な政策課題となっ ている。このため、木材の加工技術、市況、需要等に関する知識を主とする分 野を設置することが必要であるとともに、地球環境問題対応のために再生産可 能な資源である木材の利用促進が必要であることから、従来の「林産」を「木 材利用」に改称するとともに、「木質バイオマスの利用に関すること」及び「木 材製品のライフサイクルアセスメントに関すること」を新たに加えるものとす る。
- エ 森林に対する国民の要請の多様化に伴い、都市住民、教育関係者、ボランティア等様々な分野の人と連携を図りながら、これらの人と森林との関係を扱うことが必要となっているとともに、普及するべき知識・技術も高度化多様化していくことから、林業改良指導員に対する指導という林業専門技術員の役割の重要性がますます高まっている。このため、従来の「普及方法」を「普及指導」に改称するとともに、分野横断的な普及の課題として今後重要となってくる「合意形成の手法に関すること」、「保健休養、教育、ボランティア活動等のための森林の利用に関すること」、「都市と山村の交流に関すること」及び「普及情報の整備に関すること」を新たに加えるものとする。

#### (2)受験資格について

森林・林業に関する教育機関の変化・多様化に対応するとともに、幅広い視点

を持ち意欲ある人材を林業専門技術員とすることに加え、林業改良指導員の指導 という林業専門技術員の職務も鑑み、以下のとおり見直しを行うことが必要であ る。

- ア 大学及び短大の履修課程における「林業に関する正規の課程」に関する規定を廃止する。
- イ 農林水産大臣の指定教育機関を新たに受験資格の学歴区分に加える。
- ウ 学校教育法の大学院を卒業した者を新たに受験資格の学歴区分に加える。
- エ 受験資格に「林業改良指導員の資格を有する者」を新たに加える。

## (3)試験方法について

近年の受験者の減少や受験者の負担緩和及びより適切に受験者の資質を測る観点から、以下のとおり見直しを行うことが必要である。

- ア 現行の資格試験は一次試験及び二次試験の2段階選抜を行っているが、一度の試験で実施する。
- イ 現行の筆記試験及び口述試験に加えて、新たに専門項目毎の論述式の筆記試 験を実施する。

## 2. 林業改良指導員資格試験

受験資格については、森林・林業に関する教育機関の変化・多様化に対応するとともに幅広い視点を持ち意欲ある人材を林業改良指導員とするため、大学の履修課程における「林業に関する正規の課程」に関する規定を廃止することが望ましい。